

# 開催案内

## 平成 28 年度信書便制度説明会

参加  
無料

平成 29 年 3/3(金)

会場：高知市文化プラザ  
「かるぽーと」9階 第2学習室  
(高知市九反田2-1)

時間 14:00~16:00

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法(民間事業者による信書の送達に関する法律)が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者の信書便事業への参入が進んでいます。

信書便制度とはどのようなものか、また信書便事業の現状や信書便の利用状況及び信書便事業許可の申請手続の概要等について、説明会を高知県高知市で開催しますので、万障お繰り合わせの上、ご参加ください。

### 説明1「信書便制度の概要」

- 信書の定義について
- 信書便法の概要について

### 説明2「信書便事業の現状とサービス事例」

- 巡回・定期集配サービス(大型信書便役務)
- 3時間役務(急送サービス)
- メッセージカードの送達サービス(高付加価値役務)

### 説明3「信書便事業参入の許可申請手続き」

- 特定信書便事業の規律
- 事業開始までの流れ
- 申請書類と記載事項
- 許可申請等に係る費用
- 事業開始後の順守事項



次第	
13:30~14:00	受付・開場
14:00~14:05	開会
14:05~14:55	説明1、2
14:55~15:00	質疑応答
15:00~15:05	休憩
15:05~15:50	説明3
15:50~16:00	質疑応答・閉会



## 主催：総務省 四国総合通信局

**申込方法**：参加を希望される方は2月24日(金)までに、団体名、住所、氏名、連絡先等をFAX又はE-mailによりお申込み下さい。資料のみ希望の方は資料送付希望に印を付けて送付先を記載して申込みください。なお、定員は45名(申込順)になり次第、締め切らせていただきます。

**申込先**：総務省四国総合通信局 信書便監理官 三浦  
〒790-8795 松山市宮田町8-5

**電話**：089-936-5031 **FAX**：089-936-5007 **E-mail**：shikoku-shinsyobin@soumu.go.jp

# FAX送信票

総務省四国総合通信局信書便監理官 行

FAX:089-936-5007

## 「信書便事業説明会(3月3日)」参加等申込書

参加等	1参加 2不参加(資料送付希望)
団体名	
住所 (送付先)	〒
参加者名	(所属・役職・氏名)
	(所属・役職・氏名)
	(連絡先) 電話 FAX
その他 (信書便制度に関する質問事項等がございましたらご記入下さい。)	

ご連絡いただきました個人情報は説明会の参加集約、ご連絡、資料送付以外には利用しません。